

社会福祉法人昌明福祉会役員等報酬要綱

(目的)

第1 この要綱は、社会福祉法人昌明福祉会（以下「本会」という。）定款第5条に規定する評議員並びに定款第6条に規定する評議員選任・解任委員並びに定款第15条に規定する役員（以下「役員等」という。）が、その職務を行う費用（以下「報酬」という。）の支給について定めることを目的とする。

(報酬及び支給方法)

第2 役員等に対する報酬は、理事会、監事會、評議員会、評議員選任・解任委員会及び研修会等への出席1日につき12,000円とし、その支給方法は、そのつど支給するものとする。

2 請求があった場合は、交通費実費を支給することができる。

(役員の総額の範囲)

第3 役員に対する各年度の報酬総額は、役員1人当たりの各年度の総額が120,000円を超えない範囲とする。

附 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人昌明福祉会役員旅費支給要綱は廃止する。

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月25日から施行する。

この要綱は、平成29年6月24日から施行し、平成29年4月1日より適用する。